

議事録

審議会等名	景観審議会
開催日	平成30年3月13日（火曜日）
開催場所	つくばみらい市役所 伊奈庁舎3階 会議室
出席者	出席委員 浅野光一、鐘ヶ江礼生奈、小菅新一、染谷礼子、田中辰夫、 吉川徹（欠席者 石橋祐子） 景観アドバイザー 野中勝利、山本早里、野口克典 事務局 都市計画課 海老原課長、中村補佐、荒川係長、松崎主事
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市景観資源の紹介 ・平成29年度事案報告 ・市内屋外広告物状況、違反広告物対応等報告 ・その他
議事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 午後13時30分 海老原課長 ・委嘱状交付 ・市長あいさつ ・会長あいさつ ・報告案件 <ul style="list-style-type: none"> ①つくばみらい市景観資源の紹介 ②平成29年度事案報告 ③市内屋外広告物状況、違反広告物対応等報告 <p>事務局：つくばみらい市景観資源を映像で紹介をさせていただきます。</p> <p>この動画は、各施設を空から撮影したものや広がる田園風景など、市にある多く市景観資源を改めて確認するものがございます。</p> <p>会長：続きまして、次第4（2）平成29年度事案報告、（3）市内屋外広告物状況、違反広告物対応等報告について、関連しておりますので、一括して事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">「事務局より説明」</p> <p>会長：説明が終了しました。今の説明について、質問などがありますか。</p>

景観アドバイザー 1：市役所庁舎塗り替えは、届出対象行為に該当するののか。

事務局：過半を染める塗り替えは、届出対象に該当する。

なお、景観行政団体は届出対象外に成るが、協議資料として届出を受けている。

景観アドバイザー 1：公共施設が届出対象から外れるので、事前に公共施設の協議をすることは大切である。今後も公共施設が立地する場合は、協議を行うことが望ましい。

景観アドバイザー 1：集合住宅の案件で、防犯上の理由で、市意見が及ばなかった理由について詳細を聞きたい。

事務局：図凡例にある碎石敷きに、当初、張芝等の検討を事業者に依頼した。その結果、防犯と管理上の観点から碎石敷きを行うと回答を受けた。そのようなことから、事業者と調整を図り、写真にあるよう道路側の緑化スペースで了解点を得た。なお、本案件は敷地内に樹木が植えられ、一定の緑化が図られている。

景観アドバイザー 1：ショッピングセンターの案件で、屋外広告物は全体的なバランスを考え事業者がテナント側に、主体的に企業広告を指導することが望まれていた(テナント側に判断を委ねるのではなく、事業者の主体性を持つこと)。大型看板の表示内容は、ある程度景観の中でコントロールできる工夫があってもよかった。

景観アドバイザー 2：周辺との関係性の中で、大きな建物が無く、看板の高さが目立つ。併せて表示の統一感が無い。

景観アドバイザー 1：植栽は、適正な維持管理が必要である。

景観アドバイザー 1：電柱貼紙の簡易除却は良い。

事務局：違反広告の多い地域を把握しパトロールを行っている。また日常業務の市内移動の中で、違反広告物を見つけて、後日除却している。

	<p>景観アドバイザー 1：看板事業者は、違反を知っていて行為に及んだのか。</p> <p>事務局：違法認識はあったと思う。引き続き、是正を求めていく。</p> <p>委員：貴重な景観アドバイザーの意見を十分に聞いて、景観まちづくりの参考にすること。</p> <p>事務局：今後、有識者の意見を活用していく。</p> <p>会 長：続きまして、次第 4（4）その他についてですが、事務局から何かありますか。</p> <p>事務局：事務局より 1 件、連絡がございます。</p> <p>屋外広告物につきまして、随時、担当職員によるパトロールを実施しております。もし、違法看板や壊れていて危険な看板がございましたら、都市計画課までお手数ですがご連絡いただけるようお願いいたします。</p> <p>会 長：他に皆様から何かありますかでしょうか。 (委員及びアドバイザーからの発言なし)</p> <p>会 長：ないようですので、本日の議事を終了させていただきます。 ご協力ありがとうございます。</p> <p>事務局：お疲れ様でした。 以上をもちまして、つくばみらい市景観審議会を終了させていただきます。</p> <p>・閉会 午後 1 4 時 5 0 分</p>
そ の 他	傍聴者 2 名